

令和5年度(案)

弥富市国民健康保険に関する事業計画

令和5年2月

健康福祉部 保険年金課 国保グループ

目次

計画策定の趣旨	- 2 -
第1章 国民健康保険事業運営(特別会計)の現状	- 3 -
第1節 国民健康保険制度の構造的な問題.....	- 3 -
第2節 被保険者の所得の状況	- 3 -
第3節 被保険者の加入状況	- 4 -
第4節 医療費の状況	- 5 -
第5節 保険税率	- 5 -
第6節 現年調定額の状況.....	- 6 -
第7節 国民健康保険特別会計における赤字の解消・削減.....	- 7 -
第8節 国民健康保険事業費等納付金	- 8 -
第2章 国民健康保険事業運営(特別会計)の課題	- 10 -
第1節 国民健康保険事業運営の課題	- 10 -
第3章 国民健康保険事業運営の健全化に向けた基本的な取り組み	- 11 -
第1節 国民健康保険税の適正賦課と収納率の向上	- 12 -
1. 国民健康保険税の改定	- 12 -
2. 令和4年度以降の税率改正	- 13 -
3. 資格管理による適正な賦課の取り組み	- 14 -
4. 国民健康保険税の収納率向上への取り組み	- 14 -
第2節 医療費適正化への取り組み.....	- 15 -
1. レセプト点検調査	- 15 -
2. 調査重複・頻回受診者への訪問指導	- 16 -
3. 被保険者資格管理の適正化.....	- 16 -
4. かかりつけ医の取り組み.....	- 16 -
5. ジェネリック医薬品の使用促進勧奨.....	- 17 -
第3節 健康づくりへの取り組み	- 17 -
1. 特定健診・特定保健指導事業の取り組み.....	- 17 -
2. データヘルスの取り組み	- 17 -
3. 糖尿病性腎症重症化予防の取り組み	- 18 -
第4節 その他の保険事業への取り組み.....	- 18 -
1. 被保険者証(保険証)「臓器提供に関する意思表示欄」啓発・推奨への取り組み	- 18 -
国保関係資料	- 19 -

計画策定の趣旨

国民皆保険における最後のセーフティーの役割を担う国民健康保険は、高齢者や低所得者の加入割合が高いなど構造的な問題を抱えており、国民健康保険は厳しい財政状況での制度運営を余儀なくされている。

弥富市国保も例外ではなく、高齢化の進行や医療の高度化により1人当たりの医療費が増加傾向にある等、非常に厳しい状況にある。

本計画は、将来にわたって被保険者の皆さまが安心して医療を受けることができるよう、弥富市国保の置かれた現状と課題を確認するとともに、「健康都市宣言」の取り組みとも連携しつつ、医療費の適正化や確実な財源の確保など收支改善に向けて取り組むべき各種方策について掲載し、着実な推進につなげることを目的とし、弥富市の国民健康保険を安定的で持続可能な医療保険制度とするために策定するものである。

また昨今、レセプトや特定健康診査結果等による、データ分析に基づく効果的な保健事業の実施が可能な環境が整いつつある。本計画では、これらの状況を踏まえ、データに基づいた保健事業をPDCAサイクルによって実施する取り組み、「第2期国民健康保険データヘルス計画」及び「第3期特定健康診査・特定保健指導実施計画」(計画期間:平成30年度から令和5年度までの6年間)に基づき取組を進める。

第1章 国民健康保険事業運営(特別会計)の現状

第1節 国民健康保険制度の構造的な問題

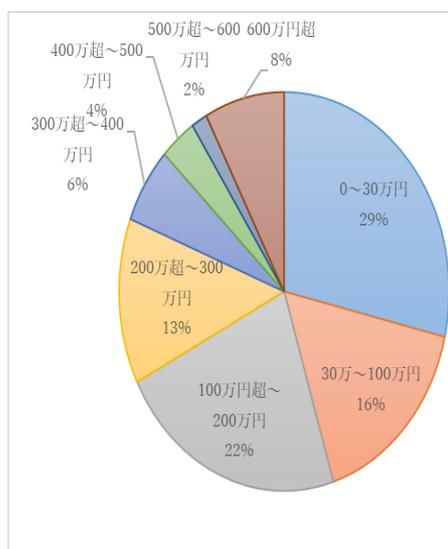
- ・ 低所得者の加入割合が高い
- ・ 高齢者の加入割合が高い
- ・ 医療費や保険税に大きな地域格差がある

国民健康保険は、被用者保険等の対象とならないすべての国民を対象としているため、被保険者の高齢化の進行や経済状況、就業構造の変化の影響等により、構造的な問題を抱えている。

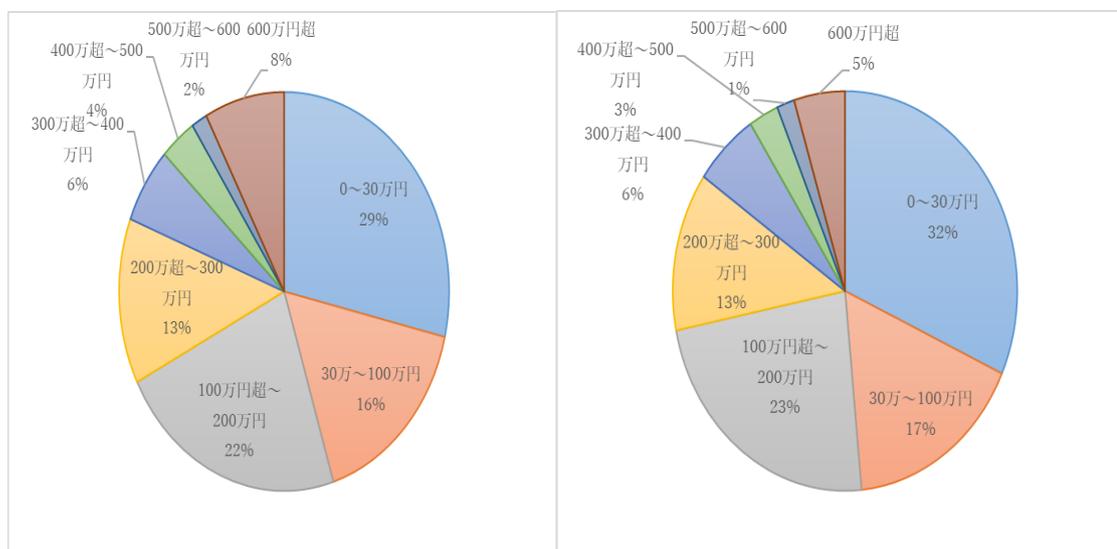
本市国保においては、低所得者の加入割合が高く、財政基盤は脆弱であり、一般会計からの繰入なしでは国保事業の運営が成り立たない状況にある。

第2節 被保険者の所得の状況

令和3年12月末

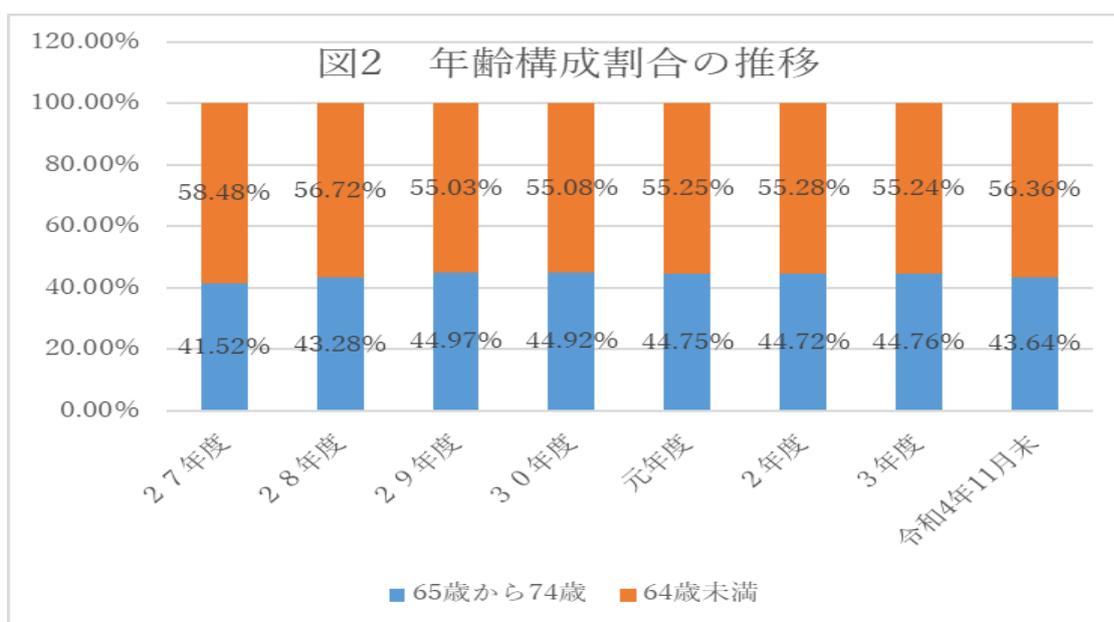
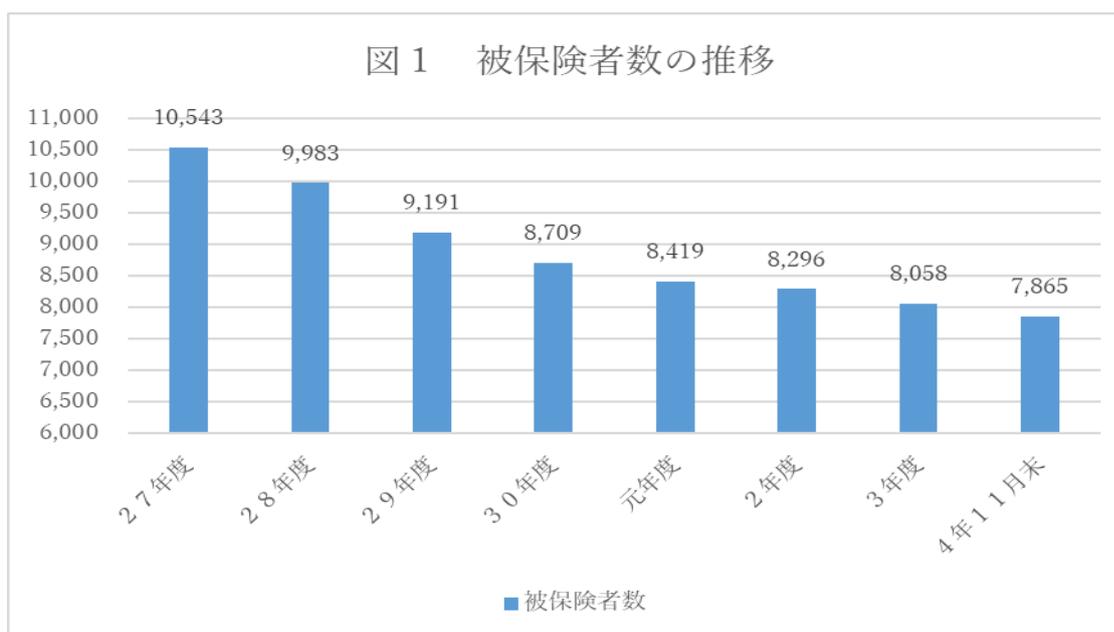


令和4年11月末



コロナの影響による収入の減少、社会保険の拡大により総所得金額100万円以下の世帯が45%から49%に増加しており、低所得者の加入割合が高くなっている。

第3節 被保険者の加入状況



被保険者数は、定年の延長や社会保険制度の拡大の影響を受け、年々減少傾向にある。

全国的に高齢化が進んでいるが、令和4年10月に社会保険制度が改正されたことにより、社会保険に加入する被保険者が増加したため、令和4年11月末現在65歳以上の被保険者数の割合が減少している。

第4節 医療費の状況

医療費は、令和2年度コロナによる受診控えで一旦減少したが、令和3年度以降は増加している。被保険者数が減少しているにもかかわらず、令和元年度以降、1人当りの医療費は増加の一途を辿っている。



第5節 保険税率

県の保険料統一化を見据え、令和6年度までに県が示した保険料率になるように、令和2年度に現行の保険料率との差の1/3を加減算した税率に改正した。令和4年度に税率改正予定であったが、コロナの影響を考慮し、税率改正を1年延期した。

そのため、県の標準保険料率との差が拡大している状況である。

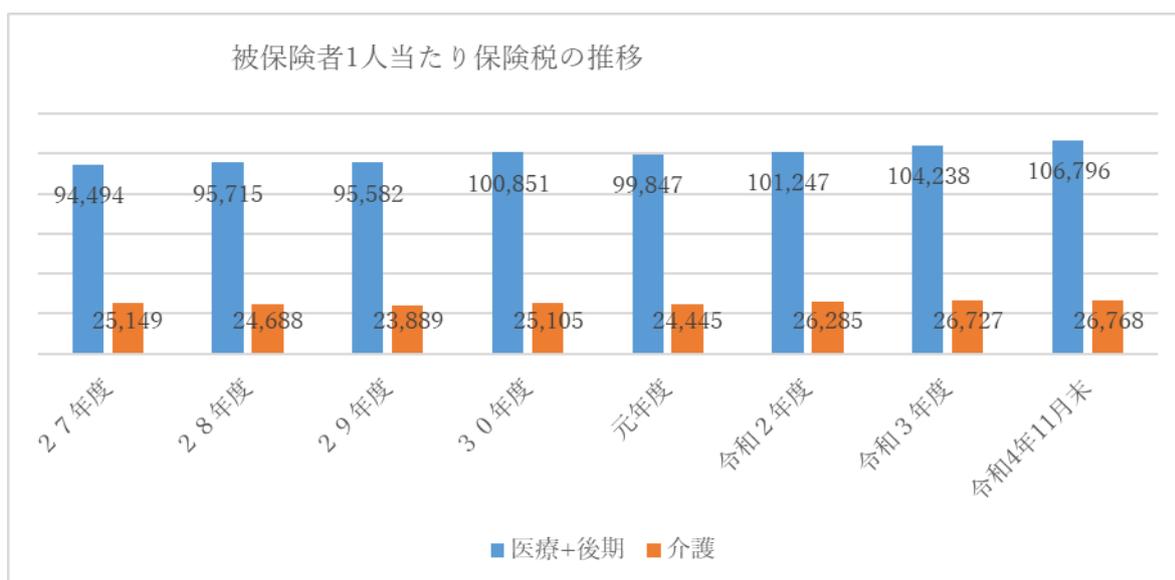
第6節 現年調定額の状況

基礎課税分	弥富市国民健康保険税率				県が示した弥富市の標準保険料率				弥富市国保税率と県標準保険料率との差			
	所得割	資産割	均等割額	平等割額	所得割	資産割	均等割額	平等割額	所得割	資産割	均等割額	平等割額
平成30年度	5.40%	16.0%	23,000	22,000	6.55%		26,090	18,577	-1.15%	16.00%	-3,090	3,423
平成31年度	5.40%	16.0%	23,000	22,000	6.73%		27,304	19,388	-1.33%	16.00%	-4,304	2,612
令和2年度	5.80%	8.0%	24,400	21,000	6.59%		26,995	18,820	-0.79%	8.00%	-2,595	2,180
令和3年度	5.80%	8.0%	24,400	21,000	6.00%		24,539	17,074	-0.20%	8.00%	-139	3,926
令和4年度	5.80%	8.0%	24,400	21,000	6.71%		28,689	18,868	-0.91%	8.00%	-4,289	2,132
令和5年度	6.40%	0.0%	27,000	22,000	7.58%		32,832	21,237	-1.18%	0.00%	-5,832	763

後期支援金分	弥富市国民健康保険税率				県が示した弥富市の標準保険料率				弥富市国保税率と県標準保険料率との差			
	所得割	資産割	均等割額	平等割額	所得割	資産割	均等割額	平等割額	所得割	資産割	均等割額	平等割額
平成30年度	1.90%	2.0%	8,000	6,000	2.16%		8,571	6,103	-0.26%	2.00%	-571	-103
平成31年度	1.90%	2.0%	8,000	6,000	2.15%		8,644	6,138	-0.25%	2.00%	-644	-138
令和2年度	2.00%	0.0%	8,400	6,100	2.21%		8,917	6,216	-0.21%	0.00%	-517	-116
令和3年度	2.00%	0.0%	8,400	6,100	2.33%		9,299	6,470	-0.33%	0.00%	-899	-370
令和4年度	2.00%	0.0%	8,400	6,100	2.38%		9,904	6,513	-0.38%	0.00%	-1,504	-413
令和5年度	2.25%	0.0%	9,400	6,400	2.69%		11,294	7,305	-0.44%	0.00%	-1,894	-905

介護納付金分	弥富市国民健康保険税率				県が示した弥富市の標準保険料率				弥富市国保税率と県標準保険料率との差			
	所得割	資産割	均等割額	平等割額	所得割	資産割	均等割額	平等割額	所得割	資産割	均等割額	平等割額
平成30年度	1.20%	2.0%	8,000	6,000	1.80%		9,380	4,524	-0.60%	2.00%	-1,380	1,476
平成31年度	1.20%	2.0%	8,000	6,000	1.75%		9,145	4,342	-0.55%	2.00%	-1,145	1,658
令和2年度	1.49%	0.0%	8,900	5,800	2.06%		10,608	5,396	-0.57%	0.00%	-1,708	404
令和3年度	1.49%	0.0%	8,900	5,800	2.41%		12,162	6,214	-0.92%	0.00%	-3,262	-414
令和4年度	1.49%	0.0%	8,900	5,800	2.48%		12,728	6,352	-0.99%	0.00%	-3,828	-552
令和5年度	2.13%	0.0%	11,500	6,200	2.28%		11,880	5,874	-0.15%	0.00%	-380	326



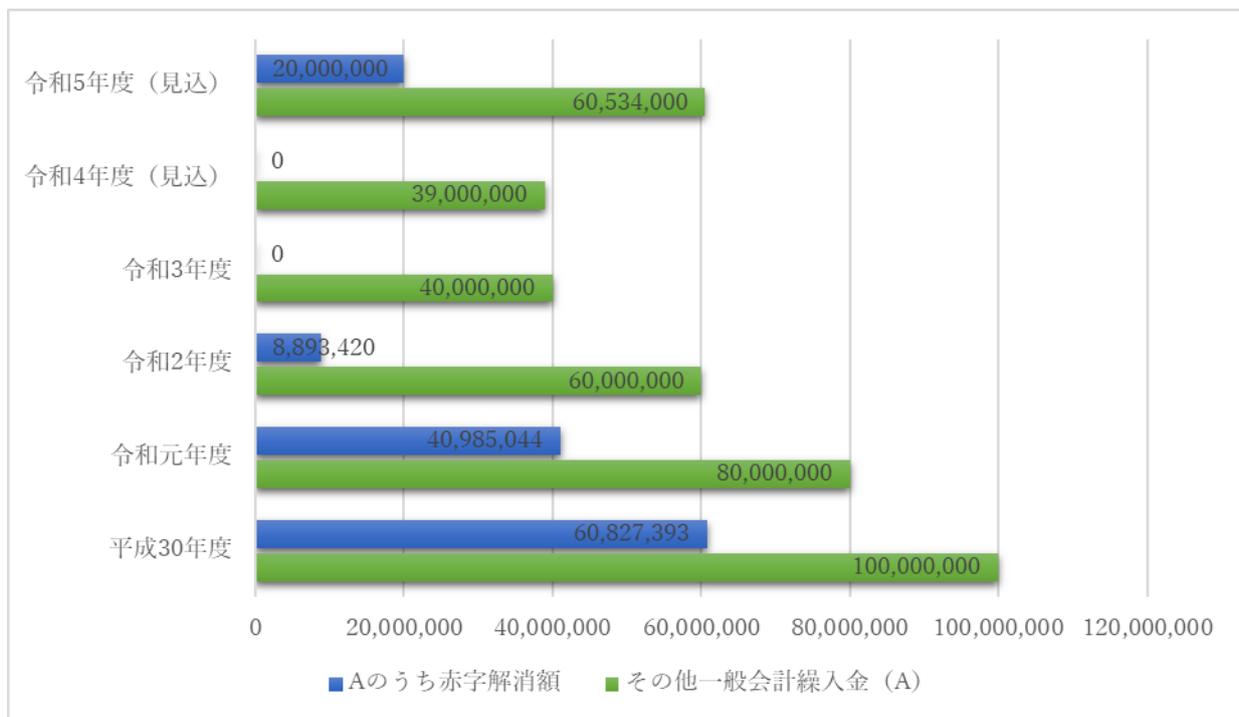


現年の調定額は、新型コロナによる収入減の影響により減少傾向にある。また、令和4年10月に行われた社会保険の適用事業所の拡大により国保の被保険者が減少したため、令和4年11月末の1人当たりの調定額が増加している。

第7節 国民健康保険特別会計における赤字の解消・削減

県の事業計画では、一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れる額のうち、赤字額(決算補填目的の額)を解消するため、計画を策定することとしており、目標が達成できない場合ペナルティー(補助金の削減)が課せられる。

計画に沿って一般会計からの繰入を削減し、令和3年度に一旦赤字を解消した。しかし、長引く新型コロナウイルス感染症による収入減の影響による国保税の上昇を抑えるため、激変緩和策として令和5年度予算で一般会計から2000万円の繰入を行う。



	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (見込)	令和 5 年度 (見込)
その他一般会計繰入金 (A)	100,000,000	80,000,000	60,000,000	40,000,000	39,000,000	38,000,000
Aのうち赤字解消額	60,827,393	40,985,044	8,893,420	0	0	20,000,000

第8節 国民健康保険事業費等納付金

保険者が県となり、医療費の急激な伸びによる財源不足の心配はなくなったが、県全体の保険給付費相当額のうち市町村で按分した額を、国民健康保険事業費納付金として県に納付するようになった。

改正当初は、この納付金の急激な増加を抑制するため激変緩和策がとられ、令和2年度までは、県に納付する額は抑えられているが、令和3年度以降は激変緩和措置の対象からはずれている。

保険給付費の上昇やコロナの影響により、令和4年度の納付金算定は、県の決算余剰金を全額活用し納付金の上昇を抑制している。

令和5年度の納付金は県の決算余剰金が無くなるため、大幅な増加となつた。

保険事業費納付金 一般分

	激変緩和前 納付金	被保険者数	各年度の1人 当たり納付金	県下 順位	各年度 納付金 単年度 増加率	激変緩和 後の増加 率	激変緩和額	激変緩和後納付 金 (一般)
平成30年度	1,213,230,464	9,136	132,797	25	104.83%	103.94%	10,246,661	1,202,983,803
令和元年度	1,206,087,341	8,553	141,013	24	103.47%	102.76%	24,606,981	1,181,480,360
令和2年度	1,185,168,555	8,211	144,339	11	103.14%	102.74%	18,220,209	1,166,948,346
令和3年度	1,193,632,565	8,299	143,828	10	102.39%	102.39%	0	1,193,632,565
令和4年度	1,200,831,984	7,897	152,062	10	102.90%	102.90%	0	1,200,831,984
令和5年度	1,265,160,855	7,626	165,870	10	103.77%	103.77%	0	1,265,160,855

第2章 国民健康保険事業運営(特別会計)の課題

第1節 国民健康保険事業運営の課題

国民健康保険事業を運営していく中での課題として、

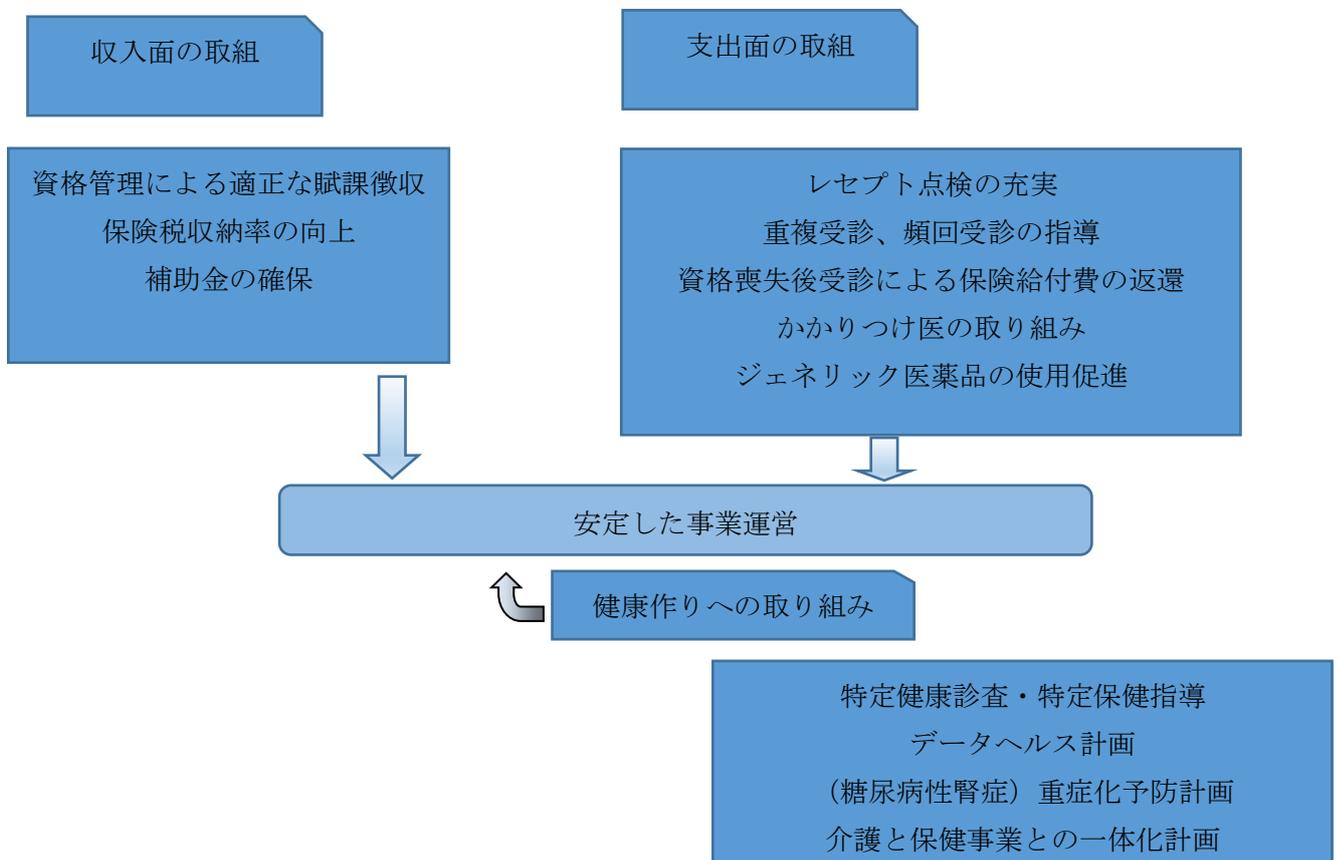
1. 被保険者数が年々減少しており、歳出に見合う国保税収が見込めなくなっている。
2. 県の統一化を見据え、県が示した標準保険料に近づけるため税率改正が必要である。
3. 医療の高度化等により、被保険者1人当たりの保険給付費は増加している。
4. 赤字削減計画により一般会計からの決算補填目的の繰入額を0にしたが、令和5年度は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受け保険税の急激な伸びを抑制するため、激変緩和策として繰入額を増やすことを検討している。
5. 公費の減少、1人当たりの医療費が高いこと、令和4年度に県が決算余剰金を全額投入し、納付金の上昇を抑制したことにより、令和5年度以降の県納付金が上昇する。
6. 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和5年度の国民健康保険税の税収が大幅に減少し、コロナにより受診を控えたことによる重症化、ストレスによる心身の不調等により、保険給付費が増加している。また、コロナにより、市税等の税収の減収が見込まれ、一般会計の財政も厳しい状況となる。

以上のような、国民健康保険事業運営にかかる構造的な課題の解決に向け

て、効果的かつ効率的に事業を推進し、当該国民健康保険事業運営の健全化を図る必要がある。

第3章 国民健康保険事業運営の健全化に向けた基本的な取り組み

国民健康保険事業の現状を踏まえながら、事業運営の健全化に向けて、取り組みの方向性や目標を定めた上で、効果的かつ効率的な事業の推進を図るものとする。



第1節 国民健康保険税の適正賦課と収納率の向上

1. 国民健康保険税の改定

(1) 資産割の廃止

資産割については、被保険者の保険税負担の不公平感から廃止を求める声が根強くある。また、所得に対する資産割の負担が重くなる年金生活者である前期高齢者(65歳～74歳)の割合は弥富市で43.64%と国保加入者の中で大きな割合を占めている。

資産割はこれまでの国保運営において、景気に左右されない安定財源として一定の役割を果たしていたが、今後の保険税の格差解消や市外に保有する資産には賦課されないなど資産割特有の問題もあり、負担の公平の観点から令和5年度に廃止し、賦課方式を3方式にする。

(2) 決算補填目的による一般会計繰入金の解消

国民健康保険事業の安定的な運営を図るためには、最も基盤的な財源である国民健康保険税を適正に賦課し、収納していくことが重要であり、国民健康保険税率を保険給付費等の推計に見合うよう賦課する必要がある。

本市において、平成23年度に国民健康保険税率を改定以来、一般会計からの繰入れにより税率改正を行ってこなかった。しかし平成30年度と令和2年度に事業費納付金に見合う財源を確保するため、税率の改定を行った。

本市においても、赤字補填のためや保険税の負担緩和を図るためなどの理由による決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入の解消を県から求められていたが令和3年度に解消している。

しかし、長引く新型コロナウイルス感染症による収入減の影響による国保税の上昇を抑えるため、激変緩和策として令和5年度予算で一般会計から2000万円の繰入を行うため、令和6年度以降に再度赤字削減をめざす。

(3) 将来の保険事業費等納付金への対応

県に納付する保険事業費等納付金は、令和2年度まで激変緩和策により算定された額から減額されていたが、この額が縮小され、弥富市の令和3年度激変緩和の額は0円となった。

激変緩和の継続やそれに代わる国や県の補助がなければ、減額している額については市の特別会計で賄っていく必要がある。

また、国や県の動向を見据えながら、健全な国保運営をしていく必要がある。

(4) 賦課割合の見直し

現在、県が示している標準保険料率は、従来からの弥富市の賦課割合からは著しく異なっている。仮に県の標準保険料率に変更した場合、高額所得者の負担が減額となり、低所得者層の負担が増額になることから、激変を和らげる市独自の配慮が必要である。

これを勘案し、段階を経て現行保険税から標準保険料に近づけていくために、資産割の廃

止で不足する財源を補い、かつ可能な限り負担に激変が生じないように保険税率を設定して行く。

2. 令和5年度以降の税率改正

安定した財政運営を図るため、下記の通り税率を改正する。

令和2年度

県が示した令和2年度標準保険料率と現在の税率との差の1/3を改正後の税率に加減算した。

資産割の税率について、医療給付費分を1/2に、後期支援金分、介護納付金分の資産割を廃止した。

令和3年度

新型コロナウイルス感染症の影響により国保税の減収が見込まれるが、保険給付費は減少傾向にない。

同じく財政がひっ迫する一般会計からの法定外繰入は県への計画通りに削減し、**国民健康保険事業財政調整基金を投入したうえで、税率改正は行わず、国保加入者の負担増は避ける。**

令和4年度

新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減収が見込まれる。反対に保険給付費は受診控えの反動により1人当たりの保険給付費が増加する恐れがある。

令和4年度に行う予定であった税率改正を1年間見送ることとした。

国保財政の不足分については財政調整基金を取り崩し財源に充てることとした。

令和5年度

医療給付分の資産割を廃止(資産割の完全廃止)し、県が示した令和4年度標準保険料率と、令和4年度保険料率との差の1/2を改正後の税率に加減算する予定であった。しかし県に支払う保険事業費納付金が6400万余り増加したことで、令和4年度標準保険料率と令和4年度保険税率との差の2/3を改正後の税率に加算する税率改正を行う。

令和6年度以降

毎年度の国保財政状況を示し、税率改正を含め毎年協議を行う。

3. 資格管理による適正な賦課の取り組み

国民健康保険税を適正に賦課していくためには、退職被保険者等を始めとした被保険者の資格の把握、所得状況の把握に努める。

(1) 被保険者の適用

未適用者の早期発見に努めると共に、資格を遡及して適用させる必要が生じたときは、給付等に係る事項の取扱いに留意しながら、国民健康保険税について遡及して適正に賦課を行う。

(2) 適用適正化に関する所得状況の把握

所得状況の把握については、引き続き所得申告書の提出を求めていく。これまでの来庁時の聞き取りに加え、所得申告書の必要性(申告書の提出がないと適正な賦課ができない旨)を広報等で周知していく。

4. 国民健康保険税の収納率向上への取り組み

(1) 国民健康保険税収入の状況

調定額と収納額は、加入者の高齢化の進展、雇用形態の変化(非正規雇用の増加)などの影響から平成30年度と令和2年度に税率改定を行ない調定額は増えたが保険税の収納額は厳しい状況である。

(2) 国民健康保険税の滞納状況

国民健康保険税の滞納状況を、所得金額別と年齢別の滞納人数及び所得金額別の滞納金額から現状を分析すると、滞納者が特定の階層(低所得者層、高齢者層など)に集中しておらず、それぞれの階層に一定程度存在していることがわかる。これらの分析結果を活用しながら、的確な対応を通じて収納率の確保を図る。

○目標値

被保険者数の減少傾向や高齢化の進展、さらには経済・雇用環境の悪化などの影響を受けて課税所得が減少している中で、収納率の維持向上は厳しい状況にあるが、愛知県国民健康保険運営方針に鑑みて、現年度分の収納率95.00%を目標値とする。

○取り組みの方向性

ア) 滞納状況の分析

滞納状況の改善や今後の増加予測へ対応するため、当該滞納状況を所得金額別滞納世帯数(人数)や所得金額別滞納金額、さらに年齢別などの視点から分析と原因の究明を行ない、効果的かつ効率的な徴収事務が推進できるよう収納率目標の達成にかかる問題点等を検証するなどして計画的に取り組む。

イ) 納付相談の推進

滞納者に対する納付相談を推進する。納付相談実施通知を送付し、納期限が過ぎた早い段階で電話催告を一斉に行い、納付に結びつけるとともに、来庁者に対して納付相談を实

施する。

ウ)分納者に対する対応

分納による納付者に対しては、納付相談等を通じて従来からの納付計画を、できる限り見直すよう取り組みを進めるとともに、収納課と連携し、他の税金も含めて納付相談を行う。

エ)口座振替の加入促進および原則化の検討

収入確保の観点から口座振替の加入促進は重要である。市の広報、ホームページ等による啓発や納付書送付時のチラシの同封、さらに窓口での直接対応などにより加入率の向上を図るとともに、平成31年度から口座振替の原則化を実施した。

オ)その他

・コンビニエンスストアでの収納機会について実施していることを啓発していく。

第2節 医療費適正化への取り組み

1. レセプト点検調査

医療費適正化の出発点となり、直接的な財政効果をもたらす。

調査結果から医療費の構造や医療費の実態を把握するための基礎資料となる。

得られた情報が保健事業の具体的な取り組みの検討材料として活用できる。

[レセプト点検の主な項目]

- 被保険者資格点検
- 請求内容点検
- 給付発生原因の把握
- 重複・頻回受診者などの把握及び、柔整・はり灸関係についても適切に点検。

[効果]

請求内容点検 → 再審査請求等を行ない無駄な医療費の支出の抑制。

給付発生原因の把握 → 負傷原因が交通事故等の第三者行為であれば、被保険者から被害届の提出を求めるなど速やかな求償事務を行う。

重複・頻回受診者の把握 → 訪問指導を実施することにより、医療費の抑制につなげる。

○目標値

財政効果率2.0%

国保事業充実強化推進運動(新・国保3%推進運動)の医療費適正化対策における「医療費の1%以上の財政効果をあげる」という数値に基づくもの。

○取り組みの方向性

- ・点検技術や知識を習得するため、県及び国保連合会が主催する研修会へ積極的に参加。
- ・効率的なレセプト点検体制の拡充。
- ・重複・頻回受診者の訪問指導への活用や第三者行為による求償事務を着実に推進。

2. 調査重複・頻回受診者への訪問指導

レセプト点検調査から基準に基づき、重複・頻回受診者リストを抽出し、保健師による訪問指導等を実施する。

○目標値

重複・頻回受診者に対し、保健師による訪問指導を実施する。

3. 被保険者資格管理の適正化

国保資格喪失後受診について

社会保険等に加入した後でも国民健康保険で受診する「資格喪失後受診」は、本来、被用者保険者が支払うべき保険給付費を国民健康保険の保険者である本市が支払うこととなるため、資格喪失後受診をできる限り減らしていくことも医療費適正化への取り組みとなる。この場合、資格喪失後受診者に対し、本市国民健康保険が医療給付費の請求を行なうことになり、その後資格喪失後受診者が当該被用者保険者に対して保険給付費の返還を求める。

○目標値

被保険者証等を医療機関に提示することで、国民健康保険資格を有することを証明し、正しい負担割合で的確な医療が受けられるようにすることを目的に、被保険者証等を交付しているが、さらに目的達成度を高めるため、長期(3月以上)の遡及適用を減らすものとし、その目標を5%以下とする。

○取り組みの方向性

- ・未適用防止や重複適用防止などに留意した適用の適正化の取り組みや広報活動の充実強化を行なう。
- ・被保険者資格管理による医療費の適正化として、国民健康保険資格喪失後の受診に対する保険給付費の返還を着実に進める。

4. かかりつけ医の取り組み

日頃からの信頼関係のもと、自分自身をはじめ家族全体の健康と病気に対し適切な指示をしてもらえる「かかりつけ医」を持つことは、疾病の早期発見・早期治療につながるとともに、健康増進にも役立つものである。症状に応じた最適な医療が受けられ、さらに生活習慣へのアドバイスにより疾病の予防、健康増進につながるというかかりつけ医の効果を示しながら、健康講座等を通じて、かかりつけ医を持っていただく取り組みを進める。

5. ジェネリック医薬品の使用促進勧奨

医療機関や調剤薬局で処方してもらう薬には、同じ成分や同じ効果でも薬価が異なるものがある。薬価の高いのが先発品であり、研究開発費に多大な費用を要している。それに対して、後発品は特許期間終了後に製造・販売される薬（ジェネリック医薬品）である。このジェネリックは、研究開発費などを要しないため、先発品の3～7割程度の安価で販売されている。薬剤費は国民医療費の約2割を占めている。安価な薬剤の使用が拡大していくことは、薬剤費の抑制につながるものであるため、使用促進を促すとともに必要な情報提供を行なう。

第3節 健康づくりへの取り組み

1. 特定健診・特定保健指導事業の取り組み

特定健診・特定保健指導の目的は、脳卒中、高血圧、脂質異常症や糖尿病などに代表される生活習慣病の発症を未然に防ぐために、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者や予備群を見つけ出し、その対象者に生活習慣の改善を徹底して指導するものである。この生活習慣病は、国民医療費全体の約3分の1を占めていると言われており、特定健診・特定保健指導には、この生活習慣病の早期発見と予防により、医療費の削減につなげていくことがねらいにある。

なお、特定健診・特定保健指導の実施にあたっては、平成30年度から令和5年度の計画期間となる第3期特定健康診査・特定保健指導実施計画を策定し、その中に健診受診率、指導実施率、メタボリックシンドローム減少率の目標を設定している。

○目標値

医療費の多くを占める生活習慣病の発症を未然に防ぐために、メタボリックシンドロームの該当者や予備群を見つけ出し、その対象者に生活習慣の改善を徹底して指導することを目的に、特定健診等実施計画に設定した目標（受診率、実施率）とする。

○取り組みの方向性

- ・受診券の送付による啓発とともに、受診していない個人に対して受診勧奨や未受診対策を施す。
- ・未受診者の実態を考慮した集団健診等の実施を推進する。
- ・特定保健指導は、従来の広報活動や利用勧奨の強化と保健指導事業との連携により、利用率及び実施率の向上を図る。

2. データヘルスの取り組み

データヘルスとは、データを活用して、人と組織を動かす効果的な保健事業である。平成25年6月14日に政府で閣議決定された「日本再興戦略」の中で、健康寿命の延伸が重要テーマに挙げられている。それを実現する施策の一つとして、政府は「データヘルス計画

の策定・実施」を求めている。データヘルスの実施により被保険者の方の健康寿命が延伸され、その結果として医療費の削減につなげていくことがねらいにある。

弥富市においても平成30年3月に第2期データヘルス計画を策定しました。平成30年度から令和5年度の事業実施を進めていく。(令和2年度中間評価を実施。)

○実施内容

①レセプト・特定健診データを用いて、「弥富市の特徴や課題の把握」を行い、実施計画を立案する。

②計画に沿って保健事業をする場面でもデータを活用する。

主な施策

- ・特定健診の勧奨
- ・特定健診の結果に基づき個別に作成した情報の提供
- ・特定保健指導の勧奨
- ・医療機関への受診勧奨
- ・服薬者への支援
- ・重症化予防

○取り組みの方向性

計画期間は平成30年度から令和5年度まで。

事業を実施したのちにデータに基づいた事業の評価を行う。また、PDCAサイクルの考えを取り入れ効果的な保健事業を行っていく。(令和2年度に中間評価を実施予定。)

3. 糖尿病性腎症重症化予防の取り組み

市と医師会とが連携し、糖尿病の重症度や医療機関の受診状況等に応じて適切な情報の提供、受診勧奨、保健指導等を行うことにより生活指導の改善や医療機関での治療に結び付け、糖尿病による重症化リスクの高いものに対して腎不全、人工透析への移行を予防する。

○実施内容

- ・健診データから重症化リスクの高い者を抽出。
- ・該当者に本取組の勧奨
- ・未受診の場合は受診勧奨及びかかりつけ医と連携し個々の状況に沿った指導方針の策定
- ・かかりつけ医や専門医との連携を通じ、生活指導、栄養指導、服薬指導を行う。

第4節 その他の保険事業への取り組み

1. 被保険者証(保険証)「臓器提供に関する意思表示欄」啓発・推奨への取り組み

平成22年5月の法改正により、被保険者証(保険証)・運転免許証に「臓器提供に関する意思表示欄」が移植医療に対する理解を深めていただくために設けられており、意思表示への理解を深めるため啓発・推奨への取り組みを進める。

国保関係資料

1. 加入状況

区分 年度	行政区域		国保加入世帯数 (年度末)		国保加入被保険者数 (年度末)	
	総世帯数 (年度末)	総人口 (年度末)	世帯数	加入率	人数	加入率
28	17,286 世帯	44,333 人	5,675 世帯	32.8%	9,883 人	22.3%
29	17,535 世帯	44,272 人	5,429 世帯	31.0%	9,191 人	20.8%
30	17,889 世帯	44,387 人	5,216 世帯	29.2%	8,709 人	19.6%
元	18,230 世帯	44,491 人	5,127 世帯	28.1%	8,420 人	18.9%
2	18,373 世帯	44,221 人	5,085 世帯	27.7%	8,296 人	18.8%
3	18,375 世帯	43,820 人	5,014 世帯	27.3%	8,058 人	18.4%

2. 任意給付

区分 年度	任意給付	
	出産育児 一時金	葬祭費
28	420,000 円	50,000 円
29	420,000 円	50,000 円
30	420,000 円	50,000 円
元	420,000 円	50,000 円
2	420,000 円	50,000 円
3	420,000 円	50,000 円

3. 保険税の賦課状況

(医療分)

区分 年度	算定割合				課税割合				課税限度額
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	
28	52.0%	8.6%	25.4%	14.0%	5.1%	17.0%	21,000 円	22,000 円	540,000 円
29	52.3%	8.7%	24.9%	14.1%	5.1%	17.0%	21,000 円	22,000 円	540,000 円
30	52.5%	7.9%	26.0%	13.6%	5.4%	16.0%	23,000 円	22,000 円	580,000 円
元	52.2%	8.0%	25.9%	13.9%	5.4%	16.0%	23,000 円	22,000 円	610,000 円
2	56.1%	3.9%	26.9%	13.1%	5.8%	8%	24,400 円	21,000 円	630,000 円
3	56.1%	3.9%	26.8%	13.2%	5.8%	8%	24,400 円	21,000 円	630,000 円

(支援金分)

区分 年度	算定割合				課税割合				課税限度額
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	
28	55.0%	4.6%	29.0%	11.4%	1.8%	3.0%	8,000 円	6,000 円	190,000 円
29	55.4%	4.6%	28.5%	11.5%	1.8%	3.0%	8,000 円	6,000 円	190,000 円
30	57.3%	3.1%	28.0%	11.6%	1.9%	2.0%	8,000 円	6,000 円	190,000 円
元	57.0%	3.1%	28.1%	11.8%	1.9%	2.0%	8,000 円	6,000 円	190,000 円
2	59.7%	0%	28.5%	11.8%	2.0%	0%	8,400 円	6,100 円	190,000 円
3	59.7%	0%	28.5%	11.8%	2.0%	0%	8,400 円	6,100 円	190,000 円

(介護分)

区分 年度	算定割合				課税割合				課税限度額
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	
28	52.5%	4.9%	25.4%	17.2%	1.20%	3.0%	7,000 円	6,000 円	160,000 円
29	53.2%	4.7%	25.0%	17.1%	1.20%	3.0%	7,000 円	6,000 円	160,000 円
30	51.0%	3.1%	28.7%	17.2%	1.20%	2.0%	8,000 円	6,000 円	160,000 円
元	52.0%	3.1%	28.0%	16.9%	1.20%	2.0%	8,000 円	6,000 円	160,000 円
2	57.3%	0%	27.9%	14.8%	1.49%	0%	8,900 円	5,800 円	170,000 円
3	55.9%	0%	28.8%	15.3%	1.49%	0%	8,900 円	5,800 円	170,000 円

4. 保険税の収納状況

年度	区分	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)	収納率(全体)(%)
29	現年度	950,860,000	907,103,000	95.40%	79.58%
	滞繰分	274,110,398	67,782,187	24.73%	
30	現年分	947,176,400	901,668,706	95.20%	80.62%
	滞繰分	239,388,140	54,922,077	22.94%	
元	現年度	905,635,000	858,461,401	94.79%	80.32%
	滞納分	223,924,845	48,748,665	21.77%	
2	現年度	907,628,000	862,789,313	96.06%	81.29%
	滞納分	207,435,223	43,596,422	21.02%	
3	現年度	896,018,200	851,629,241	95.05%	81.84%
	滞納分	191,327,098	38,252,232	19.99%	

保険給付費支払状況

(単位：円)

区分 年度	療養給付費			
	療養給付費	療養費	高額療養費	高額介護合算
30	2,240,268,529	31,902,662	264,729,939	0
元	2,219,594,199	29,571,645	260,092,976	256,780
2	2,186,738,104	27,423,463	281,167,811	261,216
3	2,236,196,551	24,837,455	273,836,181	283,861

(単位：円)

区分 年度	審査支払手数料	傷病手当金	出産育児一時金	葬祭費	保険給付費総額
30	8,128,175	0	14,248,000	2,600,000	2,561,877,305
元	7,896,599	0	10,869,410	2,500,000	2,530,781,609
2	7,364,682	15,070	12,568,000	2,050,000	2,517,588,346
3	7,609,402	87,776	11,122,000	2,200,000	2,556,173,226

区分 年度	療養給付費1人当たり			
	療養給付費	療養費	高額療養費	計
30	257,236	3,663	30,397	291,296
元	263,609	3,512	30,889	298,010
2	263,589	3,306	33,892	300,787
3	277,512	3,082	33,983	314,577

5. 特定健康診査の状況

年度	対象者数	健診受診者数	受診率
29	6,559 人	2,848 人	43.4%
30	6,211 人	2,778 人	44.7%
元	5,958 人	2,678 人	44.9%
2	5,934 人	2,361 人	39.8%
3	5,720 人	2,475 人	43.3%

6. 特定保健指導の状況

年度	区分	特定保健指導		
			積極的支援	動議付け支援
29	対象者	277 人	72 人	205 人
	修了者	67 人	5 人	62 人
	実施率	24.2%	6.9%	30.2%
30	対象者	251 人	56 人	195 人
	修了者	42 人	6 人	36 人
	実施率	16.7%	10.7%	18.5%
元	対象者	248 人	52 人	196 人
	修了者	52 人	4 人	48 人
	実施率	21.0%	7.7%	24.5%
2	対象者	254 人	59 人	195 人
	修了者	45 人	10 人	35 人
	実施率	17.7%	16.9%	17.9%
3	対象者	254 人	63 人	194 人
	修了者	45 人	2 人	33 人
	実施率	17.7%	3.2%	17.0%